

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

| | 担当課 | 保健福祉課 | 検索番号 | 1-7 |
|--|----------|-------|------|-----|
| 法令名 | 生活保護法 | 根拠条項 | 63 | |
| 不利益処分 | 費用返還額の決定 | | | |
| (根拠規定) | | | | |
| 生活保護法第63条 | | | | |
| 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。 | | | | |
| (処分基準) | | | | |
| 法第63条による費用返還については、次の基準により決定する。 | | | | |
| ・第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における生活保護法第63条の適用について(昭和47年12月5日社保第196号厚生省社会局保護課長通知) | | | | |
| 標記について、今回左記のとおり取扱い方針を定めたので、了知のうえ、管下実施機関を指導されたい。 | | | | |
| 記 | | | | |
| 1 生活保護法第63条にいう資力の発生時点としては、加害行為発生時点から被害者に損害賠償請求権が存するので、加害行為発生時点たること。したがって、その時点以後支弁された保護費については法第63条の返還対象となること。 | | | | |
| 2 実施機関は、1による返還額の決定にあたっては、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至つたと判断される時点以後について支弁された保護費を標準として世帯の現在の生活状況および将来の自立助長を考慮して定められたいこと。 | | | | |
| この場合、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至つたと判断される時点とは、公害、自動車事故については次の時点であること。 | | | | |
| (1) 公害の場合 | | | | |
| ア 第一次的に訴訟等を行なつた者については、最終判決または和解の時点 | | | | |
| イ 第一次訴訟等の参加者以外の者であつて、客観的に第一次訴訟等の参加者と同様の公害による被害を受けた者と認められる者についても、アと同一の時点 | | | | |
| ウ ア、イに該当しない者については、その訴訟等に関する最終判決または和解の時点 | | | | |
| (2) 自動車事故の場合 | | | | |
| 自動車損害賠償保障法により保険金が支払われることは確実なため、事故発生時点 | | | | |
| 第10 保護の決定 | | | | |
| 保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業(高等学校等への就学に必要な経費を除く。)、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。 | | | | |
| ・生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知) | | | | |
| 第10 保護の決定 | | | | |
| 2 保護の要否及び程度の決定 | | | | |
| (1) 保護の要否の判定は原則としてその判定を行なう日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行うこととする。 | | | | |